第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画(案)のパブリックコメント意見募集結果

- 1 意見募集の概要
- (1) 意見募集期間 令和5年12月5日(火) ~令和6年1月5日(金)
- (2) 周知の方法 広報あんじょう(12月号)及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 障害福祉課、へきしんギャラクシープラザ(文化センター)、各地区公民館、市民交流センター、東祥アリーナ安 城(市体育館)、青少年の家、図書情報館(アンフォーレ内)、子育て支援総合拠点施設あんぱ~く、子ども発達支援センターあんステップ、社会福祉会館、各地区福祉センター、市民会館 ※市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①~③いずれか に該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メール、あいち電子申請・届出システムで障害福祉課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1)意見提出人数 1名
- (2) 意見総数 38件
- (3)提出方法 持参〇件、郵送〇件、ファクス〇件、電子メール1件、あいち電子申請・届出システム〇件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう(3月号)、市公式ウェブサイト、障害福祉課、へきしんギャラクシープラザ(文化センター)、 各地区公民館、市民交流センター、東祥アリーナ安城(市体育館)、青少年の家、図書情報館(アンフォーレ内)、 子育て支援総合拠点施設あんぱ~く、子ども発達支援センターあんステップ、社会福祉会館、各地区福祉センター、 市民会館
- 3 提出された意見及び市の考え方について ご意見を募集した結果、1名の方から38件のご意見をいただきました。これらのご意見への本市の考え方は以下のとおりです。 なお、提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しております。

【意見区分】

A: ご意見を受けて加筆・修正したもの (2件) B: ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの (0件) C: 現行案とおりとしたもの (1件) D: 案に関連する質問など (35件)

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	1頁 第1章	障害者基本法の理念にのっとれば、公共施設	第5次安城市障害者計画におい	_	D
	1 計画策定の背景と趣旨	の施設・設備がバリアフリーであることは必	て、施策No.4で生活関連施設のバリ		
		須条件ですが、せっかく施設・設備がバリア	アフリー化を推進するとしていま		
		フリーであってもその施設・設備を管理する	す。		
		管理者に適切に管理する能力が欠けていれ	また、同計画において「地域、行		
		ば、バリア施設・設備となってしまいます。	政、事業所、関係団体や関係機関等		
1		物理的な施設・設備の整備と共に運用面の徹	が連携・協力しながらソフト面にお		
		底を安城市として図っていくのか、回答して	いてもバリアフリー化を推進し、あ		
		いただきたい。	らゆる人が暮らしやすいまちづくり		
			の実現に向けた取組を進める必要が		
			あります。」としており、同計画に		
			基づいてハード面・ソフト面の充実		
			を図ってまいります。		
	1頁 第1章	「第5次安城市障害者計画と第6期安城市障	本計画4頁 3 計画の位置付け	_	D
	1 計画策定の背景と趣旨	害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画と	に記載のとおり、障害者計画は障害		
		の関係を理解できないため、その関係を簡潔	者施策全般にかかわる理念や基本的		
		に教えていただきたい。	な方針、目標を定める計画です。		
2			障害福祉計画と障害児福祉計画		
			は、障害者計画を踏まえつつ、障害		
			福祉サービス等の提供に係る計画と		
			なっております。		

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	2頁 第1章	「令和5年5月19日に「障害福祉サービス	障害者総合支援法及び児童福祉法	_	D
	2 障害者支援に関する近年	等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保	の主旨等を踏まえ「障害福祉サービ		
	の国の政策動向について	するための基本的な指針」(以下「基本指	ス等及び障害児通所支援等の円滑な		
		針」という。)の改正を行いました。」との	実施を確保するための基本的な指		
3		ことです、本計画はこの指針を満たすように	針」(以下「基本指針」という。)		
3		策定されたということでしょうか、回答して	が告示されています。令和5年5月		
		いただきたい。	19日付けの「基本指針」に基づき		
			第7期安城市障害福祉計画・第3期		
			安城市障害児福祉計画を策定しま		
			す。		
	4頁 第1章	本市の最上計画として第9次安城市総合計画	本計画4頁に記載のとおり、安城	_	D
	3 計画の位置づけ	のパブリックコメントの募集が締め切られま	市総合計画の障害福祉に係る個別計		
		した。本計画の策定にあたり、第9次安城市	画と位置付けています。		
4		総合計画案には全く触れられていませんが、			
		第9次安城総合計画案が発行されても本計画			
		(案)には全く影響しないということでしょ			
		うか、回答していただきたい。			
	4頁 第1章	第9次安城市総合計画(案)24 頁プロジェ	包括的な支援体制の整備の一環と	_	D
	3 計画の位置づけ	クト3主な取組内容には「みんながつながり	して、本計画32頁に記載していま		
		支え合う地域づくり① 子ども・障害者・高	す。「精神障害にも対応した地域包		
5		齢者・生活困窮者など、福祉分野を横断した	括ケアシステムの構築」を課題とし		
5		支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を	ています。		
		整備します。」との記載がありますが、本計			
		画(案)とはどのようなつながりがあるので			
		しょうか、回答していただきたい。			

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	4頁 第1章	第9次安城市総合計画(案)36頁しくみ3福	安城市総合計画の施策の取組をさ	_	D
	3 計画の位置づけ	祉 施策の取組(33)障害のある人への支援	らに具体化するものとして本計画を		
		や理解促進①親亡き後を見据えた障害のある	位置付けています。		
		人の自立支援に向け、相談支援やショートス			
6		テイの機能などを備えた地域生活支援拠点の			
0		機能充実を図ります。②居場所づくり、当事			
		者同士の支え合いの場や家族も含めた相談の			
		場の提供などを進めます。」との記載があり			
		ますが、本計画とはどのような関係があるの			
		でしょうか、回答していただきたい。			
	4頁 第1章	2頁に「基本方針は令和5年5月19日に改	令和5年5月19日付けの「基本	_	D
	4 計画の期間	正」との記載がありますが、基本方針の期間	指針」では、目標を令和8年度に達		
7		も令和8年度迄と定められているということ	成すること、各サービスの見込み量		
		でしょうか、回答していただきたい。	を令和6年度から令和8年度の各年		
			度ごとに示すこととされています。		
	5頁 第2章	(1) 市の人口推移では「本市の総人口は、	18歳未満では、令和2年と比較	_	D
	障害のある人を取り巻く現状	年々減少しています。また、年少人口(15	して身体障害者手帳所持者は横ば		
	1 市の人口推移	歳未満) は減少、老年人口(65歳以上)は	い、療育手帳所持者と精神障害者保		
8	(1) 市の人口推移	増加で推移しています。」との記載がありま	健福祉手帳所持者は増加しています		
0	(2)人口の構成	す。	ので、15歳未満(年少人口)で見		
		以上の結果として、障害のある年少人口は減	ても手帳所持者は増加傾向にあると		
		少しているのでしょうか、回答していただき	いえます。		
		たい。			
9	5頁 第2章	(1) 市の人口推移では「本市の総人口は、	65歳以上では、令和2年と比較	_	D
9	障害のある人を取り巻く現状	年々減少しています。また、年少人口(15	して身体障害者手帳所持者と療育手		

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	1 市の人口推移	歳未満) は減少、老年人口(65歳以上)は	帳所持者は減少、精神障害者保健福		
	(1) 市の人口推移	増加で推移しています。」との記載がありま	祉手帳所持者は増加しています。		
	(2)人口の構成	す。			
		(2)人口の構成「人口の構成を見ると、全			
		国及び愛知県と比べて、本市は59歳以下の			
		割合が概ね高く、60歳以上の割合は概ね低			
		くなっています。」との記載があります。障			
		害のある老年人口は増加しているのでしょう			
		か、回答していただきたい。			
	7頁 第2章	障害者手帳所持者の年齢階層別内訳をみると	身体障害者手帳は、身体の機能に	_	D
	2 障害のある人の現状	65 歳以上の身体障碍者手帳所持者が飛びぬ	一定以上の障害があると認められた		
	(1)各手帳の所持者数と総	けて多いのでは思われますが、これは加齢に	方に交付される手帳ですが、障害の		
10	人口に占める割合	よる身体の衰えによるものでしょうか、回答	状態になった理由に関する統計資料		
		していただきたい。	がないため、加齢による身体の衰え		
			によるものであるかどうかはわかり		
			ません。		
	8頁 第2章	「「内部」は増加しています。」とのことで	内部障害とは、心臓機能障害、じ	_	D
	2 障害のある人の現状	すが、「内部」とは具体的にはどのような障	ん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼ		
1 1	(2)身体障害者手帳保持者	害のことでしょうか、回答していただきた	うこう・直腸機能障害、小腸機能障		
	の状況	l,	害、免疫機能障害、肝機能障害のこ		
			とです。		
	10頁 第2章	「早期発見・早期療育に努めていることもあ	これまでに障害が見落とされてい		D
1 2	2 障害のある人の現状	り、療育手帳の取得数が年々増加していま	たかについての判断は難しく、統計		
1 4	(3) 療育手帳所持者数の状	す。」とのことですが、これまでは障害が見	資料もないため、わかりません。		
	況				

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		落とされていたということでしょうか、回答	なお、内閣府発行「令和5年版障害		
		していただきたい。	者白書」の「参考資料 障害者の状		
			況」では、療育手帳取得者の増加の		
			要因の1つとして、以前に比べ、知		
			的障害に対する認知度が高くなって		
			いることが挙げられています。		
	12頁 第2章	「特に40歳代、50歳代の所持者数が多く	精神障害者保健福祉手帳の所持者	_	D
	2 障害のある人の現状	なっています。」とのことですが、先天的な	数は把握しておりますが、精神障害		
1 3	(4)精神障害者保健福祉手	障害ではなく、後天的に鬱病等が重症化した	の状態に至る経緯については統計資		
	帳保持者数の状況	精神障害に至ったということでしょうか、回	料がないため、先天的及び後天的な		
		答していただきたい。	障害かどうかはわかりません。		
	13頁 第2章	「対象となる疾病の患者数は把握できないた	愛知県が難病の患者に対する医療	_	D
	2 障害のある人の現状	め」とのことですが、なぜ把握できないので	等に関する法律における医療費助成		
	(5) 難病患者等の状況	しょうか、回答していただきたい。	の対象となる疾患により医療受給者		
1 4			証を発行した人の人数は把握できま		
			すが、障害者総合支援法で規定する		
			難病についてはそのような指標にな		
			るものがないためです。		
	27頁 第2章	「入所施設からの地域生活移行者数(累計)	原因は、常時介助が必要な人が入	_	D
	5 前計画の成果目標の達成	令和元年度実績値0人 令和4年度実績値1	所施設を利用しており、退所するこ		
	状況	人(累計) 令和年度目標値6人」との記載	とが困難であるためです。		
15	入所施設からの地域生活移行	があります。			
	者数	令和4年度実績値では目標値を達成できてい			
		ないようですが、その原因はどこにあるので			
		しょうか、回答していただきたい。			

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	27頁 第2章	「施設入所者数 令和4年度実績値85人 令	83人以下にすることが目標です	計画の表記を「83人以下」	Α
	5 前計画の成果目標の達成	和4年度実績値80人 令和年度目標値83	ので令和4年度時点では達成してい	に修正します。また、第3章1	
16	状況	人」との記載があります。	ます。	福祉施設の入所者の地域生活へ	
10	施設入所者数	令和4年度実績値では目標値を達成できてい		の移行の表中「76人」につい	
		ないようですが、その原因はどこにあるので		ても「76人以下」に修正しま	
		しょうか、回答していただきたい。		す。	
	27 頁 第2章	「年間一般就労移行者数 就労継続支援B型	就労継続支援B型は就労継続支援	_	D
	5 前計画の成果目標の達成	令和4年度実績値1人 令和4年度実績値2	A型に比べ、障害程度が重い人が利		
	状況	人 令和年度目標値3人」との記載がありま	用するためです。		
17	年間一般就労移行者数	す。			
		令和4年度実績値では目標値を達成できてい			
		ないようですが、その原因はどこにあるので			
		しょうか、回答していただきたい。			
	27 頁 第2章	「年間一般就労移行者数 就労移行支援 令和	実績値は年度ごとにバラつきがあ	_	D
	5 前計画の成果目標の達成	4年度実績値16人 令和4年度実績値18	り、令和4年度で目標値を達成でき		
	状況	人 令和年度目標値21人 」との記載があり	ていない原因は把握しておりません		
18	年間一般就労移行者数	ます。	が、新規事業所の開設もあり、就労		
		令和4年度実績値では目標値を達成できて	移行支援の利用者数は増加傾向にあ		
		いないようですが、その原因はどこにあるの	ります。		
		でしょうか、回答していただきたい。			
	27頁 第2章	「就労定着支援事業所のうち就労定着率が8	安城市内には就労定着支援事業所	_	D
	5 前計画の成果目標の達成	割以上の事業所	がないためです。		
19	状況	令和4年度実績値:就労定着支援事業所がな			
	労定着支援事業所のうち就労	い 令和4年度実績値:就労定着支援事業所			
	定着率が8割以上の事業所				

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		 がない 令和年度目標値:事業所全体の7割			
		以上」との記載があります。			
		令和4年度実績値では目標値を達成できて			
		いないようですが、その原因はどこにあるの			
		でしょうか、回答していただきたい。			
	28頁 第2章	「障害のある人を高齢の親が支えるいわゆる	地域生活拠点等の整備が一つの解	_	D
	6 市の福祉サービス等に係	8050問題」とのことですが、8050問	決策です。また、第5次地域福祉計		
	る施策の課題	題は自立支援の要のとなる問題であるのでは	画案では重層的支援体制整備事業を		
2 0	(1)8050 問題	と思いますが、切り札となるアイデアが有る	基本施策として掲げており、この事		
		のでしょうか、回答していただきたい。	業で8050問題にも取り組んでい		
			くことになります。		
	28頁 第2章	「移動支援などの外出を支援するサービスを	地域での居場所づくりや活動の機	_	D
	6 市の福祉サービス等に係	充実させる必要があります。」とのことで、	会の創出に努めてまいります。		
2 1	る施策の課題	国の意向や法規制の制約があって市単独の移			
2	(2)外出支援	動サービスの提供は難しい面があるかとは思			
		いますが、知恵を絞り、新たなサービスの提			
		供にチャレンジしていただきたい。			
	28頁 第2章	「自立支援協議会や関係団体等懇話会におい	厚生労働省の障害福祉サービス等	_	D
	6 市の福祉サービス等に係	て、介護員が不足しているという声をよく聞	報酬改定検討チームにおいて、障害		
22	る施策の課題	きます。」とのことですが、その原因はどこ	福祉関係分野職種の平均賃金が全産		
2 2	(3)介護員不足	にあるとお考えでしょうか、回答していただ	業の平均より約6万3千円低いとい		
		きたい。	う議論をしており、それが大きな原		
			因であると考えています。		
2 3	28頁 第2章	「サービス等利用計画書を作成する相談支援	相談支援専門員については、福祉	_	D
23		専門員数が横ばいで増えていません。」との	分野の人員不足に加え、資格取得や		

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	6 市の福祉サービス等に係	ことですが、その原因はどこにあるのでは消	資格の維持には福祉関連施設等での		
	る施策の課題	化、市の見解を回答していただきたい。	実務経験や研修が必要であり、急な		
	(4)相談支援専門員不足		増員ができないという課題がありま		
			す。		
	29頁 第2章	「入所施設からの地域移行を進めるた	国は平成26年に障害者の権利に	_	D
	6 市の福祉サービス等に係	め、・・・受け入れ可能なグループホームを	関する条約に批准しています。		
	る施策の課題	増やす必要があります。」とのことですが、	地域移行の推進により、障害のあ		
	(5) 重度障害者又は精神障	「地域移行」とは「入所施設」から「グルー	る人の権利を守り、地域社会で生活		
	害者を受け入れ可能なグルー	プホーム」へ移行することをいうのでしょう	できるように受入れの場を作ってい		
	プホーム不足	か、また、そのメリットとはどのような点に	く必要があります。		
		あるのでしょうか、回答していただきたい。	本計画における「地域移行」は入		
			所施設、病院(精神科病院、療養介		
2 4			護施設)から、自宅等の一般居所、		
			グループホームへの移行を指しま		
			す。		
			なお、入所施設に入所していた人		
			は常時身体介助等が必要な方が多い		
			ため、地域社会で一定以上の介助が		
			可能であるグループホームへの入所		
			が現実的な選択肢となる場合が多い		
			です。		
	29頁 第2章	「強度行動障害のある人への支援には高い支	支援者の養成と支援者に対するサ	_	D
2 5	6 市の福祉サービス等に係	援力が必要であり、支援体制の構築が求めら	ポート体制の構築を検討していま		
	る施策の課題	れています。」とのことですが、具体的には	す。		

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	(6)強度行動障害のある人	どのような体制の構築を考えていられるので			
	とその家族への支援体制	しょうか、回答していただきたい。			
	29頁 第2章	「放課後等デイサービス、児童発達支援等の	放課後等デイサービスについて、	_	D
	6 市の福祉サービス等に係	利用者は、発達障害のある子ども等の早期発	本来は障害のある児童に対する発達		
	る施策の課題	見・早期療養のため、近年右肩上がりで増え	支援を行う場ですが、厚生労働省が		
	(7)急増する障害児通所支	続けており、それに合わせて、その事業所も	開催している「障害児通所支援に関		
	援の質の確保	急増しています。そのため、質の低下が懸念	する検討会」でも報告されているよ		
		され、質の確保が課題となっています。」と	うに、預かりだけや宿題のサポート		
2 6		の記載があります。	をするだけなどの支援を行う事業所		
		「質の低下が懸念され、質の確保が課題とな	が全国的に散見されています。		
		っています。」とのことですが、「質の低	放課後等デイサービスが開設され		
		下」とは具体的にはどのような質が低下して	ても、障害の特性を理解し、支援で		
		いるのでしょうか、その原因はどこにあると	きる人材の確保がされなければ、早		
		お考えでしょうか、回答していただきたい。	期に社会性を学ぶ機会を提供するこ		
			とはできません。		
	29頁 第2章	「障害者雇用率は、民間企業については令和	愛知県内の雇用率が低い原因は把	_	D
	6 市の福祉サービス等に係	5年度は2.3%以上、・・・愛知県内の民	握できませんが、本市では、就労移		
2 7	る施策の課題	間企業では、令和4年6月1日現在で2.1	行支援事業所や商工会議所等の協力		
2 /	(8) 就労支援の充実	9%」とのことですが、このような結果にな	も得ながら、民間企業へ障害者雇用		
		っている原因はどこにあるとお考えでしょう	の創出についての働きかけに努めて		
		か、市の見解を回答していただきたい。	まいります。		
	30頁 第2章	在宅介護を支える家族が介護から相談の機会	令和5年度に医療的ケアを必要と	_	D
2.0	6 市の福祉サービス等に係	や家族同士の・・・。・・・交流の機会を創	する障害のある人の家族とその支援		
28	る施策の課題	出することが求められています。」とのこと	者の交流会が初めて行われました		
	(9) 家族支援の充実	ですが、部外者からみていると市・社協とし	が、生活介護等の通所介護を利用し		

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		てもいろいろと工夫されているのではないか	ている人に比べ、居宅介護等の在宅		
		と思いますが、何か問題があるのでしょう	介護を利用している人の家族による		
		か、回答していただきたい。	交流会があまりありません。今後も		
			交流の場を創出できるよう努めてま		
			いります。		
	31頁 第3章	「福祉施設に入所している人のうち、適切に	成果目標は、「基本指針」に基づ	_	D
	1 福祉施設の入所者の地域	意思決定支援を行うことにより地域生活を希	いて設定しています。		
	生活への移行	望する人に対し、地域での暮らしを保障する	具体的には、令和4年度末の施設		
		ことが必要です。基本指針では、令和4年度	入所者80人の6%(4.8人)以		
		末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年	上を地域移行させるという「基本指		
		(2026年) 度末までに地域生活へ移行す	針」の成果目標に基づき、本市では		
		ること、施設入所者数を令和4年度末時点か	5人を地域移行、施設入所者を5%		
		ら令和8年(2026年)度末までに5%以	(4人)以上削減の4人減で76人		
		上の削減することとしています。この目標の	としています。		
2 9		達成には受け皿となる重度障害のある人を受	地域移行する人の方が入所者数の		
29		け入れ可能なグループホームが増えること	削減数よりも多いのは、入所施設に		
		や、入所者の意思決定支援が必要であること	新規で入所する人がいることを想定		
		から、高い専門性を持った支援が必要です。	しています。		
		本市では入所者や家族の意向を踏まえ、グル			
		ープホームを利用する等により地域生活への			
		移行を進め、以下の目標の達成を目指しま			
		す。」との記載があります。			
		「以下の目標の達成を目指します。」とのと			
		のことですが、それぞれの目標値の設定の考			
		え方とその根拠を回答していただきたい。			

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	32頁 第3章	「・・・3点を目標値として設定することを	本計画では、「基本指針」におい	_	D
	2 精神障害にも対応した地	求めています。本市では、令和6年度から始	て成果目標とされ目標値を設定する		
	域包括ケアシステムの構築	まる第5次地域福祉計画において重層的支援	よう指示があるものを目標値として		
3 0		体制整備事業の推進を掲げます。」とのこと	表記し、「基本指針」において地域		
		ですが、「目標値」と「見込」とはどのよう	のニーズ等に基づいて推計した見込		
		な違いがあるのでしょうか、回答していただ	みを設定するよう指示があるものを		
		きたい。	見込と表記しています。		
	33頁 第3章	本市では、地域生活支援拠点等の設置につい	一人暮らしのための体験部屋につ	_	D
	3 地域生活支援の充実	ては拠点の機能を有する複数の事業所が横の	いては、障害のある人の自立を促進		
		連携で支援に当たる面的整備が済んでいます	するためには有効な施設であり、見		
		ので、本市独自の成果目標を設定します。強	学会などを開催して利用を増やした		
		度行動障害のある人への支援については、本	く、やや高めの目標としています。		
		市でも支援が困難な事例が多くあるため、支	コーディネーターの配置人数につ		
3 1		援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援がで	いは、2人では足りないと考え、4		
		きるよう、地域の関係機関が連携した支援体	人としています。		
		制の整備を進めます。」との記載がありま			
		す。			
		「本市独自の成果目標を設定します。」」と			
		のことですが目標値設定の考え方とその根拠			
		を回答していただきたい。			
	35頁 第3章	「「本市独自の成果目標を設定します。」と	「4 福祉的就労等から一般就労	_	D
	4 福祉的就労等から一般就	のことですが、目標値設定の考え方とその根	への移行等」については、「本市独		
3 2	労への移行等	拠を回答していただきたい。	自の成果目標を設定します」という		
			記載はなく、本市独自の成果目標は		
			設定していません。		

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	36頁 第3章	「今後はその体制を維持しつつ、障害のある	「今後はその体制を維持しつつ、	_	D
	5 障害児支援の提供体制の	子どもへの支援が充実するよう努めます」と	障害のある子どもへの支援が充実す		
	整備等	のことですが、本市では、既に「基本指針」	るよう努めます。」というのは児童		
		で定める要求水準は満たしている、と判断し	発達支援センターについて言及して		
		て良いということでしょうか、回答していた	います。「基本指針」においては令		
3 3		だきたい。	和8年度末までに、児童発達支援セ		
			ンターを少なくとも 1 か所以上設置		
			することとなっており、本市ではす		
			でに2か所設置され、現状では目標		
			値に達しています。令和8年度末時		
			点でもその体制を維持します。		
	37頁 第3章	「基本指針では、令和8年度(2026年	本計画における「見込み」は推計	_	D
	6 相談支援体制の充実・強	度)末までに各市町村において、総合的な相	値であるため、過年度までの状況や		
	化等	談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係	今後の予定を確認し設定していま		
		機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの	す。		
		役割を担う基幹相談支援センターを設置する			
		とともに、基幹相談支援センターが地域の相			
3 4		談支援体制の強化を図る体制を確保するとし			
3 4		ています。自立支援協議会においては、個別			
		事例の検討を通じた地域サービス基盤の開			
		発・改善等に取り組むとともに、これらの取			
		組を行うために必要な体制を確保することと			
		しています。本市では、基幹相談支援センタ			
		一を設置し、地域の相談支援事業所に対する			
		指導に当たっています。また、自立支援協議			

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		会では、多くの専門部会があり、地域課題の			
		解決に向けて活発に活動しています。しかし			
		ながら、第2章6(4)のとおり、相談支援			
		専門員が不足しており、十分な相談ができな			
		いことも危惧される状況にあります。今後も			
		基幹相談支援センター及び自立支援協議会の			
		充実を推進するとともに、必要な相談支援専			
		門員の確保に努めます。」との記載がありま			
		す。			
		「見込み」設定の考え方とその根拠を回答し			
		ていただきたい。			
	38頁 第3章	「基本指針では、市町村において、サービス	本計画における「見込み」は推計	_	D
	7 障害福祉サービス等の質	の質の向上を図るための取組に係る体制を構	値であるため、過年度までの状況や		
	を向上させるための取組に係	築することとしています。障害福祉サービス	今後の予定を確認し設定していま		
	る体制の構築	等の質向上への対策としまして、市職員に	す。		
		は、愛知県や各種福祉団体が提供する研修機	研修の参加者数は、市職員の配置		
		会に積極的に参加させています。事業者に対	や愛知県による研修回数の増減、内		
3 5		しては、自立支援協議会を通じて虐待防止や	容により変わりますが、過年度まで		
35		応用行動分析学等の研修機会を提供していま	の状況をもとに設定しています。		
		す。また、障害者自立支援審査支払等システ			
		ム等での審査結果の分析を事業者に提供し、			
		適正な給付費の請求を促しています。今後も			
		以上の取組を引き続き推進し、障害福祉サー			
		ビス等の質の向上に努めます。」との記載が			
		あります。			

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		「見込み」設定の考え方とその根拠を回答し			
		ていただきたい。			
	39 頁 第4章	「基本指針では、障害福祉サービス、相談支	令和6年度障害福祉サービス報酬	_	D
	1 見込量確保のための方策	援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支	改定により、必要な予算が大きく変		
		援及び障害児相談支援に係る見込量を年度ご	動する可能性がありますが、障害福		
		とに必須又は任意で定めることが適当である	祉サービス等の見込量を確保するた		
		としています。また、その見込量確保のため	めの予算を確保していきます。		
		の方策を定めることが適当であるとしていま			
		す。事項以下に示す障害福祉サービス等の見			
		込量を確保するため、予算を確保します。な			
		お、第2章5で取り上げた介護員の不足、相			
		談支援専門員の不足の課題については、令和			
3 6		6年度障害福祉サービス等報酬改定を注視す			
		るとともに、必要に応じて市としての支援策			
		を検討します。また、重度障害のある人又は			
		精神障害のある人を受け入れられるグループ			
		ホーム不足の課題については、事業者から新			
		設の相談があった場合は協力していきま			
		す。」との記載があります。			
		「事項以下に示す障害福祉サービス等の見込			
		量を確保するため、予算を確保します。」と			
		のことですので、必要な予算を確保して確実			
		に対応していただきたい。			

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要 (基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
3 7	52頁 第5章	第7期安城市障害福祉計画(案)・第3期安	計画の進捗管理については、「2	ご指摘の件は、左記の市の考	С
	1 計画の推進	城市障害児福祉計画(案)の策定体制の記載	計画の進捗管理」に記載していま	え方に基づき、計画の内容は従	
		も進捗管理体制の図解もありません。策定体	す。	前のままとさせていただきま	
		制と進捗管理体制の住民の誰もが容易に理解	本計画は原則として「基本指針」	す。	
		できる図解を記載していただきたい。図解が	に従って策定しております。成果目		
		不要とのことであれば、その理由を回答指定	標や見込みについては別途厚生労働		
		いただきたい。	省から数値の作成方法の見本が出さ		
			れており、その方法に準じて作成し		
			ております。		
	52頁 第5章	どのよう組織・体制で分析・評価あるのでし	C(評価)については安城市内の	ご指摘の件は、左記の市の考	Α
	2 計画の進捗管理	ょうか、まったくわかりません。住民が読ん	地域、医療、教育、就労、福祉等の	え方に基づき、次ページの図の	
		でわかるように、誰がどのような役割で、ど	関係者及び当事者から成る自立支援	とおり計画の内容を修正しま	
		のような体制で、どのようにPDCA を回すの	協議会及び専門部会で行い、また、	す。	
		かを図解していただきたい。また、その結果	A (改善) についても自立支援協議		
		はいつどのような様式で住民に情報公開され	会等で意見を求めております。		
		るのでしょうか、回答していただきたい。上	また、第6期安城市障害福祉計		
38		記の内容が記載できないのであればその理由	画・第2期安城市障害児福祉計画に		
		を回答していただきたい。	ついても自立支援協議会等で評価に		
			ついて意見をいただいています。そ		
			のため市公式ウェブサイトで公開し		
			ている議事録等でその内容を見るこ		
			とができます。		
			なお、計画の進捗管理をわかりや		
			すくするため、図の修正を行いま		
			す。		